

札幌市内の事業者の皆さまへのお願い

このたび、北海道を対象とする「まん延防止等重点措置」の適用期間の再延長が決定されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

○飲食店等への協力支援金について

※下記の対象施設が、対象期間の全てにおいて、要請内容にご協力いただいた場合に支援金を支給いたします。なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえた北海道知事の決定により、変更となる可能性があります。変更が生じた際には、随時お知らせいたします。

札幌市内全域の飲食店、カラオケ店、結婚式場

※飲食店、結婚式場については、店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 **3月7日(月)から3月21日(月)まで**

■要請内容

①営業時間及び酒類提供

北海道飲食店感染防止対策認証店

・次のいずれかを選択すること（当初の選択は期間の途中で変更不可）

①

営業時間：5時～21時
酒類提供：11時～20時

又は

②

営業時間：5時～20時
酒類提供：終日停止

上記以外の店舗（非認証店）

営業時間：5時～20時
酒類提供：終日停止

<留意事項>

※要請期間中に認証店となった場合、
認証を受けた日以降から認証店の要請内容に変更となる。

②同一グループの同一テーブルへの入店案内を原則4人以内とする

※対象者全員の検査及びワクチン・検査パッケージ制度の適用は行わない。

③業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守する

<https://corona.go.jp/prevention/>



https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf



④カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う

【要請内容に関するお問い合わせ】

■北海道感染防止対策協力支援金事務局 011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）

■北海道飲食店感染防止対策認証制度 0570-783-816（受付時間：9:00～18:00）

支援金の主な支給要件

3月7日(月)から3月21日(月)までの全期間

において、要請に応じること

- ※ 3月8日(火)以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。
- ※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、今回の申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

支援金の申請について

■受付期間（予定）

申請の受付は、3月22日(火)から4月30日(土)です。

※令和4年4月30日(土)までの消印が有効です。

♪必ずしもポストへの投函日が消印日とはならないのでご注意ください。

♪申請期限の締め切りが近い場合には、お近くの郵便局の窓口にて直接ご提出をお願いいたします。

■支援金額（1店舗1日当たり）

【北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証店】

・中小企業	選択した要請内容及び売上高に応じて 2.5万円～7.5万円/日(表面①) または 3万円～10万円/日 (表面②)
・大企業	売上減少額に応じて最大20万円/日

【非認証店】

・中小企業	売上高に応じて 3万円～10万円/日
・大企業	売上減少額に応じて最大20万円/日

※協力支援金については課税対象になります。

■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

○協力支援金に関するお問い合わせ（札幌市内の事業者向け）

■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 8:45から17:15まで

（4月3日までは土日祝日も対応。4月4日以降は平日のみ）

■ホームページ

飲食店等への要請に係る支援金について（3月7日～3月21日）

https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi_0307iko.html

